

平成 27 年 2 月 5 日

横浜市会議長

佐 藤 祐 文 様

減 災 対 策 推 進 特 別 委 員 会

委 員 長 坂 井 太

減 災 対 策 推 進 特 別 委 員 会 報 告 書

本委員会の付議事件に関して、活動の概要を報告します。

1 付議事件

減災及び防災対策の推進に関すること。

2 調査・研究テーマ

防災まちづくりの計画的整備について

3 調査・研究テーマ選定理由、委員会運営方法

東日本大震災を踏まえ、本市においても、大規模地震に対する被害想定の見直しや「よこはま地震防災市民憲章」の制定、減災目標を盛り込んだ横浜市防災計画「震災対策編」の改訂、減災目標のアクションプランである横浜市地震防災戦略の策定など、発災時の被害を最小限に食い止められるよう、さまざまな取り組みが行われている。

その中で、地震防災戦略にもあるように、被害を最小限に抑えるための建築物の耐震化、火災や津波による被害の防止、崖崩れや液状化対策などのハード整備は、今後なお一層の取り組みが求められているところである。また、スケジュールや予算執行についても十分に議論を行い、市民から理解を得られるような取り組みにする必要がある。

そのため、本構成による特別委員会では、防災まちづくりの計画的整備について、施策等の検証や視察などを行い、調査・研究を行うこととした。

4 委員会活動の経緯

(1) 第1回委員会（平成26年6月6日開催）

調査・研究テーマ「防災まちづくりの計画的整備について」を決定した後、今年度の委員会運営方法について意見交換を行った。

(2) 第2回委員会（平成26年7月14日開催）

調査・研究テーマを議論していくため、横浜市地震防災戦略の概要及びハード整備に関連した5つの行動計画について所管局より説明を聴取し、その後意見交換を行った。

- ・地震防災戦略の概要について
- ・＜行動計画1＞民間建築物の耐震化について

- ・ < 行動計画 4 > 火災に強い都市空間の形成について
- ・ < 行動計画 1 1 > がけ地の安全対策の推進について
- ・ < 行動計画 2 4 > 緊急輸送路等の整備について
- ・ < 行動計画 2 5 > 港湾施設の強化等について

※出席局：総務局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局

(3) 行政視察（平成26年8月4日から8月5日）

宮城県七ヶ浜町及び仙台市の視察を行った。

(4) 第3回委員会（平成26年9月22日開催）

横浜市地震防災戦略の< 行動計画 2 >について、所管局より説明を聴取し、その後意見交換を行った。

- ・ < 行動計画 2 > 公共建築物の耐震について

市立学校の耐震対策
区庁舎等の耐震・再整備事業
市営住宅の耐震改修事業

※出席局：総務局、市民局、建築局、教育委員会事務局

また、行政視察を踏まえた意見交換を行った。

(5) 第4回委員会（平成26年11月26日開催）

本委員会報告書の構成案について意見交換を行い、内容を確認した。

(6) 第5回委員会（平成27年2月5日開催）

委員会報告書案について意見交換を行い、報告書を確定した。

5 付議事件に関連する本市の取り組み等について

(1) 横浜市地震防災戦略の概要

ア 概要

(ア) 対象

地震については元禄型関東地震、津波については慶長型地震を想定

(イ) 対象期間

平成25年度から平成34年度までの10年間

(ウ) 対策の選定と数値目標の設定

想定被害の発生原因を抽出し、それぞれの原因に対し減災効果の高い対策を重点的に推進することとする。また、対策の着実な進捗を図るため、可能な限り各対策の数値目標を定め、減災効果を求めることとする。

(エ) 本市の被害想定

平成24年10月に公表した新たな被害想定では、本市に最大の被害を及ぼす地震は元禄型関東地震で、沿岸部では揺れが大きく、最大震度7を想定している。

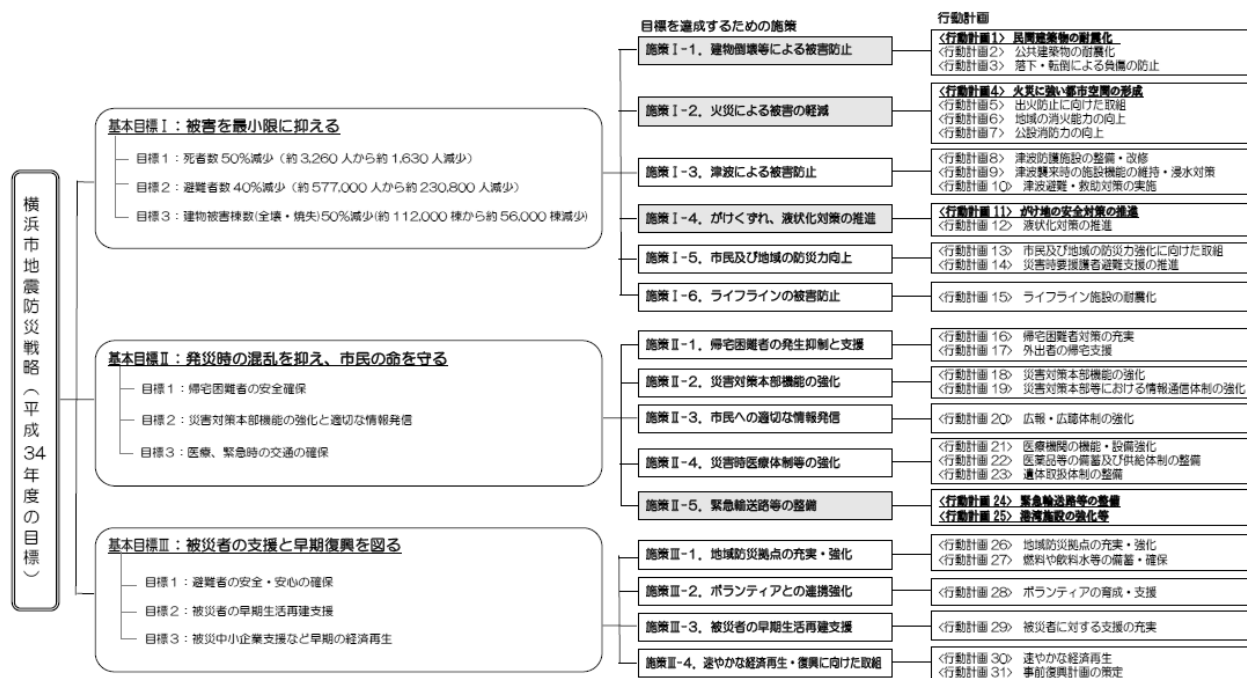
これまでの想定に比べ、火災による焼失棟数が6903棟から7万7700棟、死者数が88人から1548人と大幅に増加した。また、津波による被害も新たに想定している。

<元禄型関東地震の被害想定：M8.1／市内最大震度7 午後6時／風速6m/s／風向北>

種別	被害項目	被害単位	元禄型関東地震
建物被害	揺れ・液状化・崖崩れ・津波	全壊棟数	34,669棟
		半壊棟数	113,719棟
地震火災	出火	炎上出火件数	370件
	延焼	焼失棟数	77,700棟
人的被害	死者	人	3,260人
	負傷者	人	21,700人
避難者	避難者(1日後)	人	577,000人
	避難者(28日後) 下段は避難所生活者	人	335,000人 (218,000人)
帰宅困難者	平日の正午	人	455,000人

(オ) 減災目標と目標を達成するための施策と行動計画

各種対策を実施する中で被災数を限りなくゼロに近づけることを目指すが、10年後の平成34年度における減災目標については、実現可能性などを考慮し、3つの基本目標と9つの目標として定め、それぞれの目標達成のための施策及び行動計画を設定した。



イ < 行動計画 1 > 民間建築物の耐震化

(ア) 被害想定

建物の倒壊及び火災による延焼被害などを含めた総死者数は3260人と想定している。そのうち建物倒壊による死者数は1695人(約52%)を占めており、揺れによる被害棟数は、全壊と半壊を合わせると13万7300棟になる。都市型の地震災害である阪神・淡路大震災では、建物倒壊による圧死が死因全体の83.7%を占めていたことを踏まえると、地震対策への取り組みを強力に推進していく必要がある。

被害想定について (元禄型関東地震被害想定…冬の平日18時、北の風・風速6m/s、最大震度7)

	死者数 (総死者数 3,260 人に占める割合)	被害棟数	(内訳)
建物倒壊	1,695 人 (52%)	137,300 棟	全壊 34,300 棟、半壊 103,000 棟
火災	1,548 人 (47%)	77,700 棟	焼失

(阪神・淡路大震災の死因のうち、建物倒壊によるものは全体の83.7%を占める。)

(イ) 耐震施策等

a 住宅(木造、マンション)について

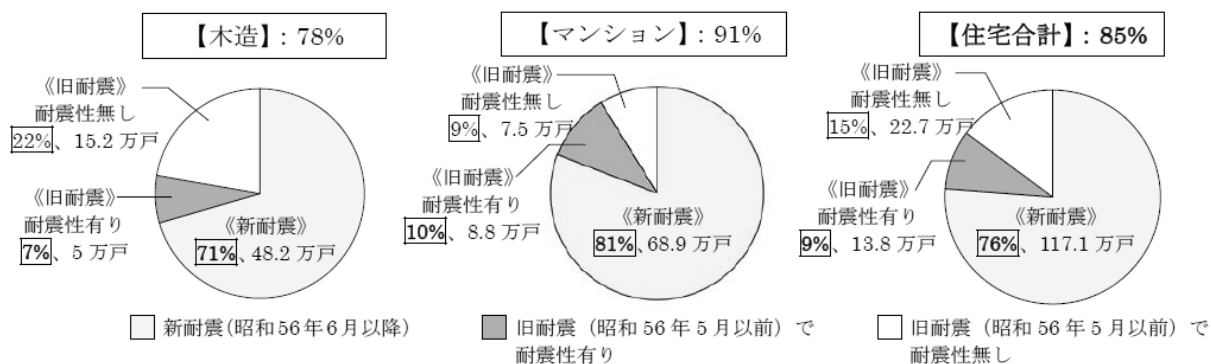
(a) 耐震化の目標値

横浜市耐震改修促進計画では平成27年度までに耐震化率90%、地震防災戦略では平成34年度までに耐震化率95%の達成を目標に掲げている。

(b) 耐震化率の現状値

耐震性が確保されている建物の割合は、木造住宅では78%、マンションでは91%、木造住宅とマンションを合わせた住宅合計では85%である。

なお、昭和56年6月以降に建築された新耐震基準の建築物と、旧耐震基準の建築物のうち耐震改修等により耐震性が確保されている建築物を合わせて算出している。

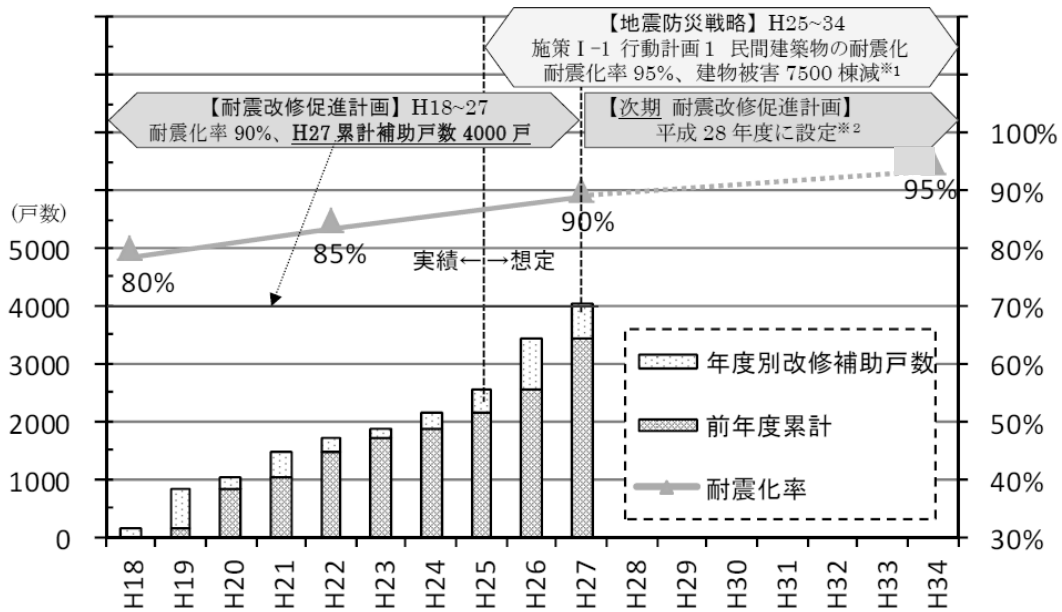


(c) 進捗状況

平成18年度に策定された耐震改修促進計画では、平成27年度までに耐震化率を90%にするとともに、平成18年から平成27年の10年間で4000戸の耐震改修工事の補助を実施することを目標としている。平成27年度はいずれの目標も達成する見込みである。

また、平成28年以降の計画や目標値については、地震防災戦略や国の基本方針、神奈川県耐震改修促進計画、住宅土地統計調査の結果などを踏まえ、平成28年度に策定する予定である。

地震防災戦略では、平成25年から平成34年の10年間で耐震化率を95%にする。建物被害を地震防災戦略策定時点から7500棟減らすことを目標に定めている。減災目標の達成に向けた取り組みについては、住宅土地統計調査などを踏まえ検討する。



※1 建物被害7500棟の減災目標達成に向けた取組については、今年度公表予定の住宅土地統計調査結果を踏まえ、検討を進めます。

b 民間の特定建築物について

(a) 特定建築物について

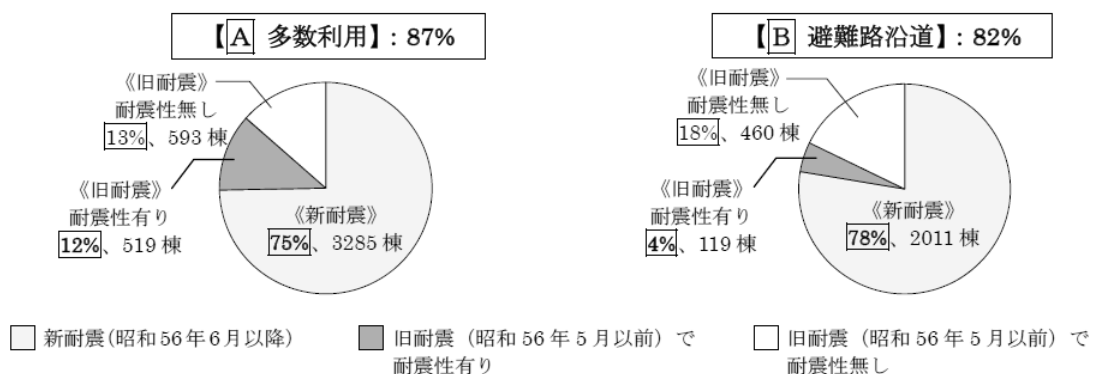
- ・ 多数の者が利用する特定建築物
百貨店やホテルなどで3階以上、1000平米以上の建築物。
- ・ 地震災害時に応急・救急活動に利用する避難路沿道の特定建築物
地震を受けた建物が倒壊した際に避難路の半分以上を閉鎖する可能性がある建築物。

(b) 耐震化の目標値

耐震改修促進計画で、平成27年度までに耐震化率90%の達成を目標に掲げている。

(c) 耐震化率の現状値

多数の者が利用する特定建築物で耐震性が確保されている建物の割合は87%、避難路沿道の建物では82%である。

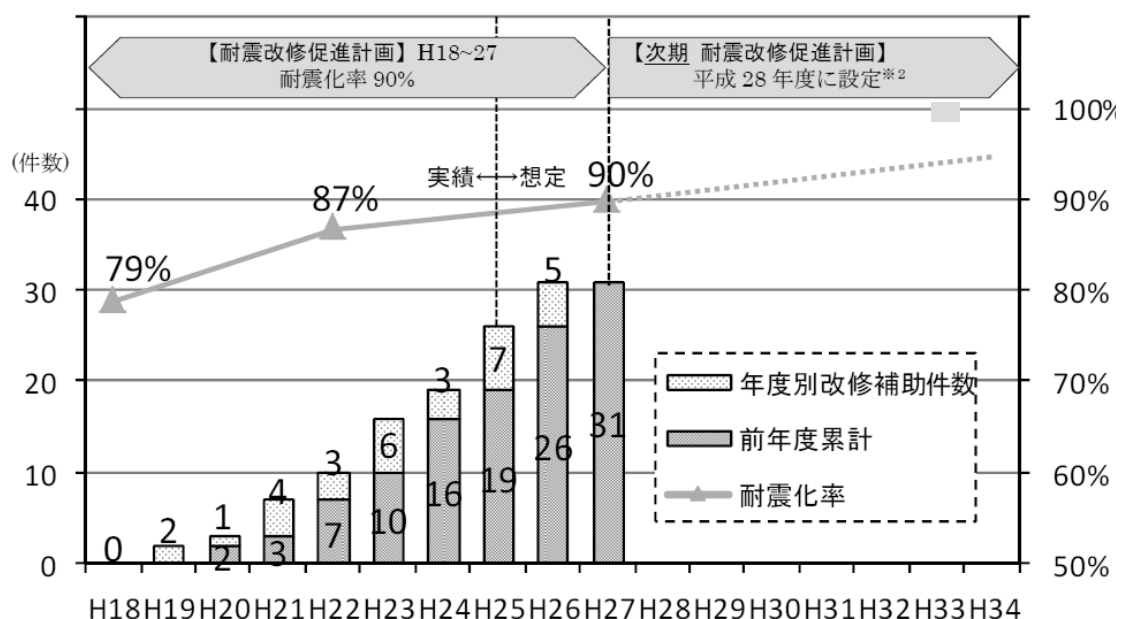


(d) 進捗状況

特定建築物の耐震化は、耐震改修促進計画に基づき取り組んでいる。

耐震改修工事の補助実績については、平成25年度時点では、平成24年度までの累計の件数19件及び平成25年度実績の7件を加えた26件である。

なお、平成28年度以降の目標については、住宅と同様に地震防災戦略や国の基本方針、県の耐震改修促進計画、住宅土地統計調査結果などを踏まえ、平成28年度に策定する予定である。



(ウ) 減災目標達成に向けた今後の取り組みについて

a 耐震補助事業の利用促進

木造住宅、マンション、特定建築物の耐震診断、改修設計、改修工事に対する補助事業の利用を促進する。促進に向けた取り組みとしては、所有者に対するダイレクトメールの送付や戸別訪問などを通じた耐震改修等への働きかけや補助制度の周知などを実施する。

b 義務付けられた耐震診断の着実な実施

平成25年11月の耐震改修促進法の改正施行により、耐震診断が義務化された。次表の①多数が利用する建築物で大規模なもの等及び②避難路沿道の建築物で一定高さ以上のものの建築物については、定められた期限までに耐震診断の実施と結果の報告が義務づけられている。なお、①は全国一律に定められたものだが、②は政令市で初めて横浜市が指定

したもので、他都市に先駆けた取り組みである。

	(全国一律) ①多数が利用する建築物で大規模なもの等	(市が指定) ②避難路沿道の建築物で一定高さ以上のもの
開始時期	平成 25 年 11 月 25 日	平成 25 年 11 月 25 日
報告期限	平成 27 年 12 月 31 日	平成 28 年 12 月 31 日
対 象	約 1 1 5 棟	約 6 0 0 棟
	<ul style="list-style-type: none"> ・多数が利用する建築物で大規模なもの 例)百貨店、ホテル等で3階、5000㎡以上 ・避難弱者が利用する建物で大規模なもの 例)小中学校等で2階、3000㎡以上 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急交通路指定想定路線^{※7}沿いの建築物 で一定高さ以上のもの。 <p style="text-align: right;">※7：20路線、約340km</p>

耐震診断義務化の開始を踏まえ、これらの建築物の耐震診断が期限内に着実に実施されるよう、所有者を支援するとともに、その耐震診断を耐震改修につなげられるよう取り組んでいる。

c 災害時重要拠点アクセス路等の沿道建築物の耐震化促進

平成 2 5 年 1 1 月より開始した災害時重要拠点アクセス路などの沿道建築物に対する耐震補助事業を通して、さらなる耐震化促進に取り組んでいる。

d 防災ベッド、耐震シェルター等の利用促進

さまざまな事情に伴い耐震改修を実施できない場合でも建物倒壊から命を守ることができるように、防災ベッドや耐震シェルター等の導入に向けて補助事業の利用促進に取り組んでいる。

ウ <行動計画 2> 公共建築物の耐震化

(ア) 公共建築物の耐震化

a 本市の方針及び耐震化の目標

横浜市耐震改修促進計画、横浜市防災計画「震災対策編」及び新たな中期 4 か年計画にて、本市が単独所有する公共建築物で延べ床面積が 5 0 平方メートルを超える、居室を有する建築物の耐震化の目標を定めている。

(a) 公共の特定建築物

平成 2 7 年度末までに 1 0 0% の耐震化を目標としている。

(b) 公共建築物全体

平成27年度末までに90%の耐震化を目標としている。

b 耐震化の現状

(a) 公共の特定建築物の耐震化率

耐震化率は98%である。引き続き平成27年度末の耐震化100%に向け取り組んでいる。

(b) 公共建築物全体の耐震化率

耐震化率は95%であり既に目標は達成している。

(c) 現状

平成26年6月時点では特定建築物の総棟数は2296棟である。そのうち未改修が36棟、診断未実施が3棟となり、耐震化率は98%である。

公共建築物全体では、総棟数4706棟である。そのうち耐震性能がない建物は207棟となり、耐震化率は95%となる。

また、公共建築物4706棟全てのリストについては、横浜市のホームページで公表している。

<耐震化の現状>

平成26年6月						
	総棟数	耐震性能あり	耐震性能なし		耐震化率	目標
			未改修	診断未実施		
①特定建築物	2,296	2,257	36	3	98%	100%
その他の建築物	2,410	2,242	101	67	93%	-
②公共建築物全体	4,706	4,499	137	70	95%	90%
			207			

(イ) 市立学校の耐震対策

a 概要

市立学校の耐震対策は、耐震改修促進計画に基づき、延べ床面積50

平方メートル以上の建物を対象に、平成27年度中の耐震補強工事完了を目指し耐震対策を進めている。耐震対策の進め方は、耐震診断の結果、補強工事が必要となったものについて、基本設計、実施設計を行い、補強工事を実施するというものである。

b 耐震化の進捗状況

平成26年4月1日現在、市立学校の耐震化率は94.3%である。

対象となる延べ床面積50平方メートル以上の総棟数2749棟のうち耐震性能がある棟は2594棟である。内訳は新耐震基準のものが1173棟、診断後、補強が不要となったものが511棟、補強工事を行ったものが910棟である。また、耐震性能なしは未改修が90棟、診断未実施のものが65棟である。

耐震診断は平成26年度に65件実施し全て完了する。平成26年9月末時点では耐震診断の結果として補強が必要となったものは8棟、診断中が7棟である。そのため、耐震補強工事は平成26年度に60棟、平成27年度に45棟を予定しており、平成27年度で全ての耐震対策を完了する予定である。

<耐震化の進捗状況>

26.4.1

	総棟数	耐震性能あり	耐震性能なし		耐震化率	目標
			未改修	診断未実施		
市立学校	2,749 (1,166)	※2,594 (1,152)	90 (11)	65 (3)	94.3% (98.8%)	100%

※耐震性能ありの2,594棟は、新耐震基準 1,173棟と診断後補強不要となった 511棟 及び補強工事を行った 910棟の合計

()は特定建築物(学校:階数2以上かつ1,000㎡以上)の内数

(ウ) 区庁舎の耐震・再整備事業の進捗状況

a 耐震の状況

18区中13区庁舎については耐震性が確保されているが残りの5区庁舎については要耐震補強と診断された。現在、南区、港南区及び金沢区の3区庁舎で再整備を、中区别館及び緑区の2区庁舎で耐震補強をそれぞれ進めている。中区别館については平成26年度中に、南、金沢、

緑区は平成27年度中に工事が完成することで、全ての区庁舎の耐震化が完了する予定である。

※ 港南区総合庁舎移転新築工事においては、杭工事のコンクリート充填不足が判明したため工事全体の竣工時期が遅れる見込みである。

b 各区事業スケジュール

5区とも既に着工しており、中區別館は平成26年度中、他は平成27年度中の完了を目指して、順次工事を進めている。

区	26年度	27年度	26.9.22 20年度以降(予定)
南	工事(区役所・公会堂・消防署・土木事務所)★ 供用開始(1月)		現庁舎解体(H28~29)
港南	工事(区役所・消防署)★		現庁舎解体・周辺道路工事(H28~29) 工事(公会堂・土木事務所)(H30~31)
金沢	工事(区役所・消防署)★ 供用開始(2月)		現庁舎解体(H28) 工事(公会堂・駐車場・公園)(H29~30)
中(別館)	耐震補強 供用開始(5月)	★ 中庭整備(~H28) (市民局・文化観光局)	
緑	本庁舎 1・2階引越★ 1・2階供用開始★	1・2階耐震補強★ 3・4階耐震補★ 3・4階引越★	★ 工事(駐車場)(H28) ★ 全面供用開始(5月)
	仮設分庁舎	1・2階移転 3・4階移転	

※ 緑区は本庁舎の耐震補強工事のため、一部業務を仮設分庁舎に移転し、2工期にわけて工事を行っています。

c 各区の事業概要

(a) 南区総合庁舎整備事業

南区蒔田にある区役所、公会堂及び消防署が入る総合庁舎と、南區別館所にある南土木事務所をあわせて総合庁舎として浦舟町に移転、整備する。同時に、近接した敷地に土木事務所作業所を整備する。

(b) 港南区総合庁舎整備事業

港南区港南中央にある区役所、消防署及び公会堂が入る総合庁舎を現在の位置から2区画ほど東側の旧横浜刑務所跡地に移して、区役所及び消防署の入る総合庁舎として建設する。移転後、現在の庁舎は取り壊し、その敷地に新しい公会堂及び港南区丸山台にある土木事務所を移転整備する。

(c) 金沢区総合庁舎整備事業

金沢区泥亀にある区役所、公会堂及び消防署が入る総合庁舎を隣接する泥亀公園の敷地も活用しながら再整備する。まず、泥亀公園の敷

地に新しい区役所及び消防署が入る建物を建設し移転する。次に、現在の区役所、消防署、公会堂を取り壊す。最後に、その敷地に新しい公会堂及び駐車場の建物を建設し、公園を整備する。

(d) 中区庁舎耐震化事業

耐震化する施設は現在の中区役所に隣接する旧神奈川労働基準局の建物である。これを耐震補強して、中区役所の別館として整備する。現在、中区山下町の分庁舎に入っている中区健診・予防接種センターと、現庁舎に入っている一部の部署を新しく整備される別館に移転する。旧神奈川労働基準局の建物は歴史的建造物であることから、外観に配慮し、耐震補強材は建物内部に設置する。また、同時にエレベーターも新設する。

(e) 緑区総合庁舎耐震化事業

緑区寺山町にある区役所、公会堂及び消防署が入る総合庁舎を旧中山小学校の跡地を活用しながら補強工事を進める。まず、近接する旧中山小学校跡地に緑消防署を新設し、総合庁舎内にある消防署を移転する。同時に、旧中山小学校跡地に仮設の区役所分庁舎を建設する。区役所機能を仮移転し、また、消防署が移転した後のスペースを活用しながら、工期を2つに分けて庁舎の耐震補強を進める。耐震補強とあわせて内部改修を行う。また、公会堂にはエレベーターを新設する。

(エ) 市営住宅の耐震改修事業

a 実施状況

建てかえを予定している寿町住宅を除き、耐震改修が必要な20住宅122棟について、平成25年度までに改修を完了した。また、附帯施設である集会所については、耐震改修が必要な5カ所について平成27年度の改修完了に向け設計等を進めている。

b 改修対象

- ・市営住宅は20住宅122棟が対象である。

上飯田、勝田、白山、生麦、滝頭第二、金沢第二、小菅が谷、滝頭、金沢、矢向、小菅が谷第二、野庭、本郷、塩場、南三双、岩井町、瀬戸橋、瀬ヶ崎、六浦、さかえ

- ・集会所は5カ所が対象である。

野庭住宅第五、野庭住宅第六、瀬ヶ崎住宅、さかえ住宅、上飯田住宅
エ <行動計画4>火災に強い都市空間の形成

(ア) 地震火災対策

地震による火災被害の軽減を図るため、まずは全市域において減災、防災力の底上げを図る。さらに、施策の対象地域を絞り込んで重点化を図り、出火率の低減や初期消火力の向上などの地域防災力・消防力向上施策と、火災に強い都市空間の形成に資する防災まちづくり施策の2つを両輪とし燃えにくいまち・燃え広がらないまちの実現を目指す。

a 対象地域

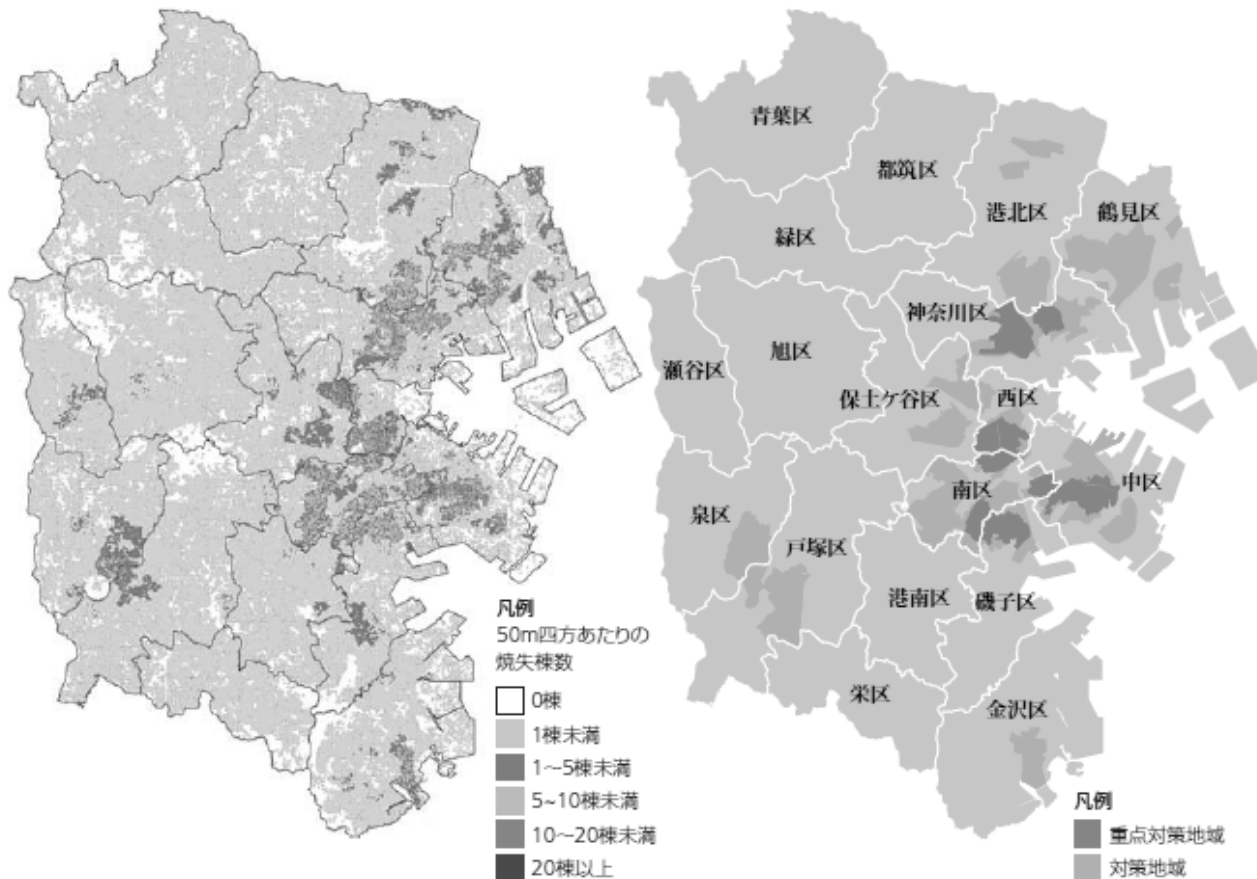
平成24年10月に発表した横浜市地震被害想定により、地震・火災の被害は特定の地域に集中すると想定し、重点的に対策を実施する地域を対象地域として約5100ヘクタールに絞った。

対象地域のうち、特に重点化が必要な地域を重点対策地域として約1140ヘクタール、その他を対策地域として約3960ヘクタールとしている。

被害想定図〔焼失棟数〕

〔元禄型関東地震(震度5強～7)冬18時、風速6m毎秒の場合〕
資料：横浜市地震被害想定(平成24年10月)

重点対策地域・対策地域の区域図(案)



(a) 地域区分ごとの対策

重点対策地域、対策地域、それ以外の地域ごとに施策を整理した。

・地域防災力・消防力向上施策

スタンドパイプ式初期消火器具などの初期消火器具設置費補助や、地震時の電気火災を防ぐ感震ブレーカーの設置補助のソフト施策を行っている。

※ スタンドパイプ式初期消火器具

軽量のホースで台車により器具を運搬することができ、マンホール内の消火栓とホースの接続も容易で地域の皆様にも取り扱える。

・防災まちづくり施策

都市計画道路の整備などによる延焼遮断帯の形成と、建物の不燃化、狹隘道路拡幅、小広場・公園、防火水槽の整備などのハード施策を行っている。

・ 建物の不燃化

重点対策地域で、「新たな防火規制」の導入と建物の「建築物不燃化推進事業補助」の連動により建物の不燃化の促進を図る。なお、「新たな防火規制」では、建物を建てる際に原則として耐火性能の高い準耐火建築物以上とすることを、「横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例」により義務づけている。

・ 建築物不燃化推進事業補助

重点対策地域及び対策地域の一部において、老朽建築物の除却や耐火性能の高い準耐火建築物以上の建物を建築する際に費用の一部を補助する。

地域区分	対象地域			左記以外の地域
	重点対策地域	対策地域	左記以外	
A 地域防災力・消防力向上施策		防災まちづくり計画策定地区等※1		
● 初期消火器具設置費補助[スタンドパイプ式など] ※2	●	●	●	△
● 感震ブレーカー設置補助	●	●	●	—
B 防災まちづくり施策				
延焼遮断帯の形成				
● 地震火災対策重点路線の整備と沿道建物の不燃化 ※3	●	●	●	—
● 既設の地震火災対策重点路線の沿道建物の不燃化 ※3	●	●	●	—
建物の不燃化				
● 建物の耐火性能の強化[新たな建築ルールの導入]	●	—	—	—
● 不燃化推進補助	●	●	—	—
狭あい道路拡幅、小広場、防火水槽の整備など				
● 狭あい道路拡幅整備 小広場・公園整備 防火水槽整備 ※4	●	●	△	△
● 狭あい道路拡幅補助 耐震診断・改修補助	●	●	●	●

※1 地域住民によるまちづくり協議会が防災まちづくり計画を策定した地区など

※2 市域全体を対象とするが、重点対策地域及び対策地域を優先して実施

※3 道路の線形等により、一部対象地域外となる部分を含みます。

※4 市域全体を対象とするが、重点対策地域及び対策地域(防災まちづくり計画策定地区等)を優先して実施

(イ) 建物の不燃化の施策の事業量とスケジュール

平成27年7月から「新たな防火規制」を開始し、平成28年度以降は毎年約780件、準耐火建築物以上の耐火性の高い建物が建築されることを想定している。また、その半数が本市の補助対象となることを想定している。

(ウ) 地震火災対策の推進体制

関連する区局の課長は都市整備局防災まちづくり推進課担当課長を兼務しており、関係する区局が包括的に対策を進めている。

オ <行動計画 1 1 > がけ地の安全対策の推進

(ア) 被害想定

崩壊の危険度が高いとされる崖336カ所の一部が崩壊することにより、建物の全壊が154棟、死者が7人発生すると想定している。

(イ) 崖崩れ対策の現状

- ・大雨等による崖崩れが市内では年間40件程度発生
- ・予防及び復旧対策として、がけ地防災対策工事助成金制度を運用
- ・崖崩れの発災対策としては、被害拡大を防止するためにブルーシート掛け等を行う応急資材整備事業、板柵等の応急措置を行う応急仮設工事を実施
- ・大規模な崖地（高さが5メートル以上）の対策としては、県と連携した急傾斜地崩壊対策事業を実施

(ウ) 急傾斜地崩壊対策事業

a 目標値

急傾斜地崩壊対策工事件数（実施設計から工事完了までの件数）としては平成34年度まで年間60件の実施を目標値として設定している。

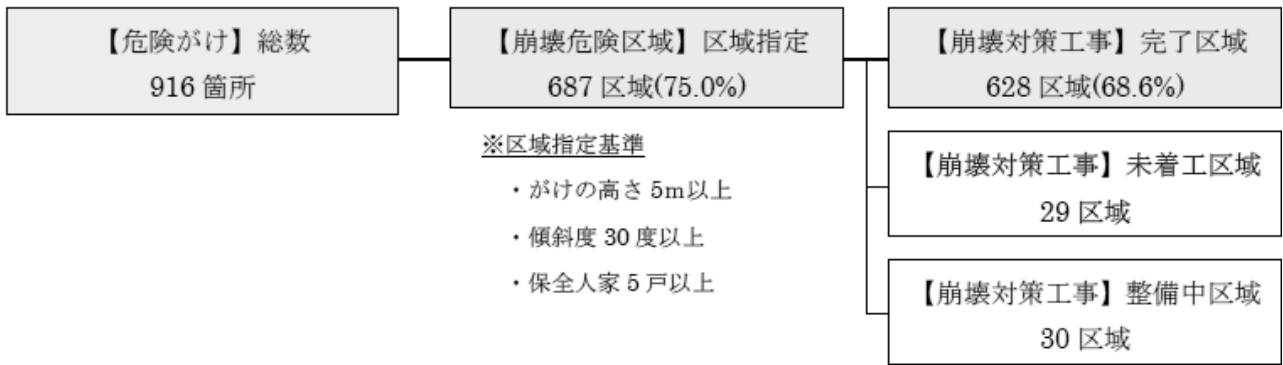
b 事業の進捗状況

(a) 危険崖

危険崖とは、平成14年に県が実施した調査で、高さが5メートル以上あり、崩壊により人家5戸以上に被害が及ぶおそれがあるものと判定された崖である。市内には、危険崖が916カ所存在している。

(b) 急傾斜地崩壊危険区域

687区域を指定しており、危険崖総数に対する指定率は75%である。対策工事が完了した区域は628区域であり、危険崖総数に対する進捗率は68.6%である。崩壊危険区域に指定された区域のうち、未着工の区域は29区域、現在整備中の区域は30区域である。

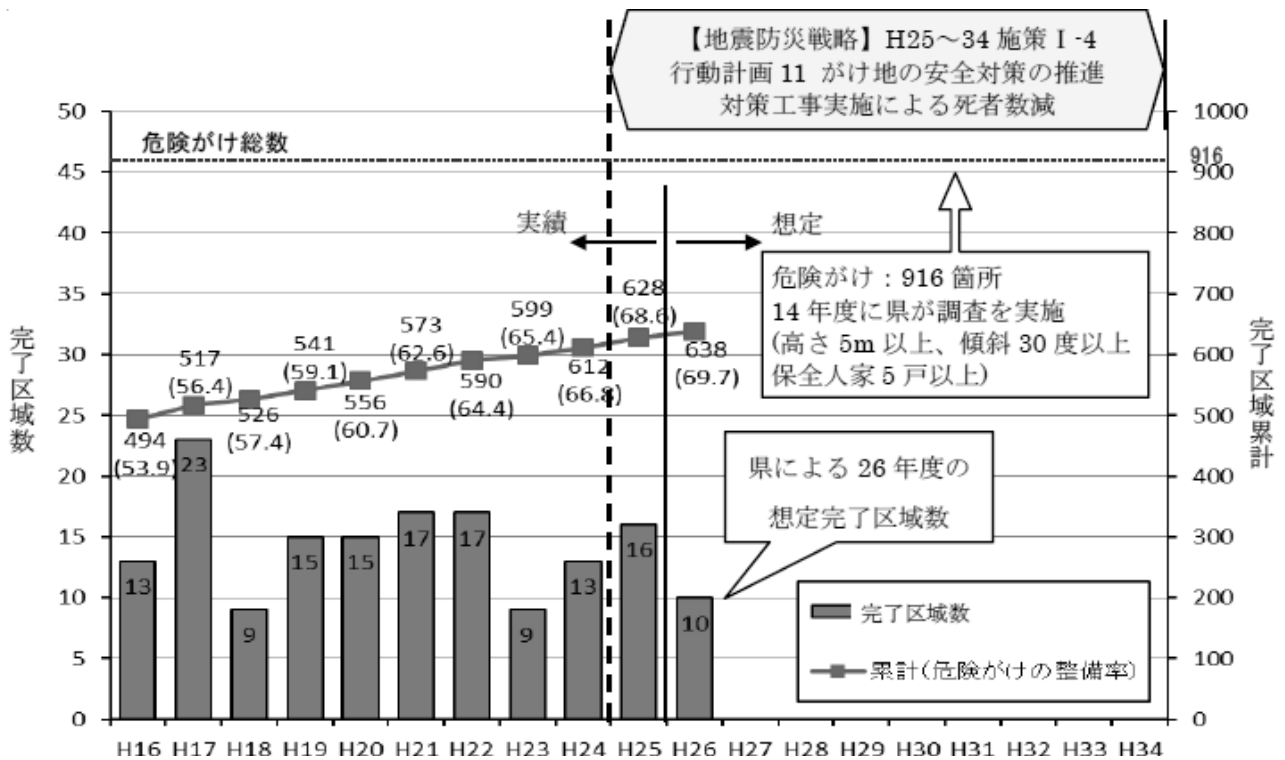


c 実績の推移及び今後の取り組み

次の図は年度ごとの工事完了区域数の実績、工事完了した区域数の累計、危険崖916カ所に対する進捗率を示している。

地震防災戦略では、平成25年から34年までの10年間で、急傾斜地の対策工事を実施することで死者数を減らすことを目標に掲げている。

目標達成に向けた取り組みとしては、崩壊の危険度が高い崖地に近接している地域住民の方々に対し、地震被害想定調査結果を周知するとともに、急傾斜地事業に関する助言等を積極的に行っている。県と連携して早期の区域指定を行い、その後の対策工事へとつなげていく必要がある。



(エ) がけ地防災対策工事助成金制度

a 目標値

がけ地防災対策工事助成金制度件数（工事完了件数）としては、平成34年度まで年間25件を目標値として設定している。

b 事業の概要

崖崩れ災害を未然に防ぐために行う防災工事等に対する助成金制度として、平成18年度より実施している制度である。

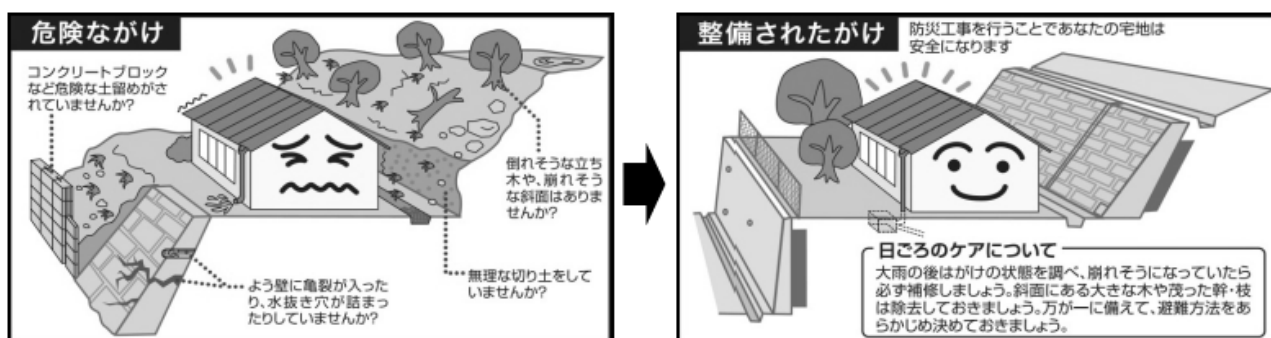
(a) 助成金制度

<適用要件>

- ・自然崖及び擁壁などの人工崖
- ・高さが2メートル以上
- ・近くに居住用の家屋がある

<助成金額>

- ・「工事金額の3分の1以内」または「市単価」のいずれか少ない額
- ・限度額は2メートル以上5メートル未満では200万円、5メートル以上では400万円



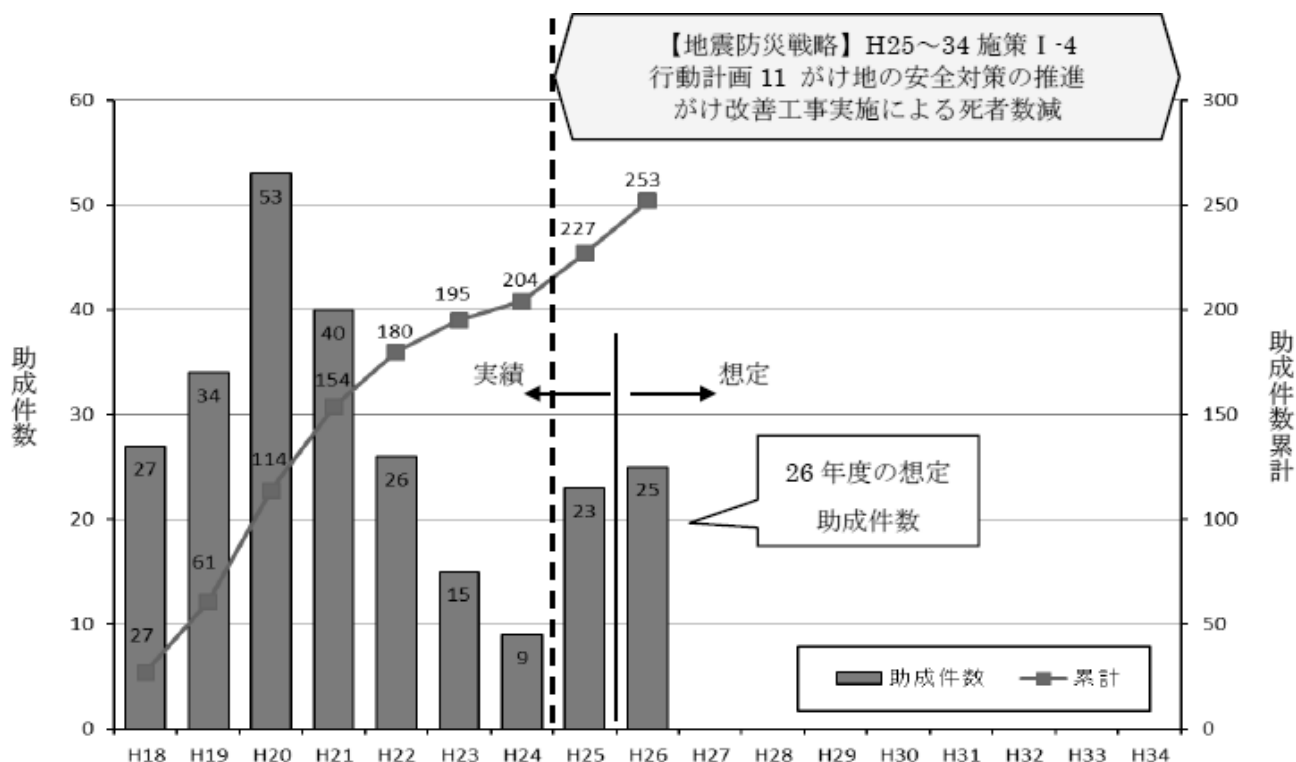
がけ地改善のイメージ

c 実績の推移及び今後の取り組み

地震防災戦略では、平成25年から34年までの10年間で、崖の改善工事を順次実施して死者数を減らすことを目標に掲げている。

目標達成に向けた取り組みとしては、広報よこはまや町内回覧などを活用した助成金制度のPR活動を積極的に行うとともに、平成26年度から始めている崖地の安全確認パトロールなどの機会を捉え、危険な崖地の所有者に対して働きかけることで、改善工事を促進していくことが重要である。

下図は、崖地防災対策工事の助成金制度の累計と平成18年からの助成実績を示した。



(オ) 大規模盛土造成地の宅地耐震化

宅地耐震化推進事業については、地震防災戦略の施策に含まれてない。しかし、東日本大震災の際、特に仙台市においては大規模盛り土造成地での地滑りが発生し、多くの宅地が被害を受け社会的に問題になった。

a 事業の目的

宅地耐震化推進事業は、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等の大地震時に、盛り土面積が3000平方メートルを超える大規模盛り土造成地の崩壊により住宅が流出するなどの被害が発生したことから、平成18年の宅地造成等規制法の改正により、宅地の耐震性を向上させ、大地震発生時の被害を軽減することを目的としている。

b 内容とスケジュール

平成18年度から平成20年度にかけて第1次調査を行い、約3600カ所の大規模盛り土造成地を抽出し、平成22年2月にその位置を公表している。

平成24年度にはモデル解析による分析調査を行い、それにより約

3600カ所の造成地の中から、滑動崩落の可能性がある約1500カ所の造成地を抽出している。

平成25年度、平成26年度については、第2次調査の実施計画策定として、約1500カ所のうち、安全性に余裕がない造成地について地盤調査や現地確認を行い、平成27年度以降の2次調査をすべき造成地を抽出している。

平成27年度以降については、第2次調査実施計画に基づき、2次調査の対象となった各造成地について、詳細な地盤調査、地盤解析による地滑りの判定を実施する。

平成28年度以降については、2次調査により地滑りの可能性の高い造成地が判明するので、この造成地について、原則として住民が行う抑止ぐい、地盤改良等の滑動崩落防止工事について、市が支援を行う予定である。

c 補助体系

・変動予測調査（地盤調査）

事業主体：地方公共団体

補助率：国1/3

補助対象：大規模盛土造成地の変動予測に関する調査に要する費用

・滑動崩落防止工事

事業主体：地方公共団体がその費用の一部を補助する場合

補助率：国1/4

補助対象：大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事に要する調査に要する設計費及び工事費

カ <行動計画24> 緊急輸送路等の整備

(ア) 緊急輸送路等

a 概要

緊急輸送路とは、震災が発生した場合において、消火、救出、救助、そのほかの応急対策を行う緊急車両が通行する道路である。高速道路や幹線道路を対象としている。

b 選定

市役所や区役所の行政機関、海上からの緊急物資を受け入れる耐震強化岸壁、総合病院等の各拠点の連携を考慮し市内で561キロメートルを指定している。

c 整備内容

- ・横浜環状道路等の高速道路や幅員18メートル以上の都市計画道路等、優先整備するため整備促進路線を定め新たに整備する。
- ・災害時に緊急輸送路の機能が確保され、また一層発揮できるように、既存の緊急輸送路の通行を確実かつ円滑な流れを確保することや避難の円滑化に役立つために、点検、補修、耐震補強、踏切除却などを行う。

d 整備計画

(a) 横浜環状道路等の高速道路の整備

- ・横浜環状北線
平成28年度に完成予定。
- ・横浜環状北西線
平成33年度に完成予定だが事業期間の短縮を検討。
- ・横浜環状南線、横浜湘南道路
平成32年度の完成を目指して事業を推進。
- ・そのほかの新たな整備予定
都市計画道路のうち、宮内新横浜線、権太坂和泉線、環状3号線、桂町戸塚遠藤線等を整備促進路線と定めている。平成29年度までの5年間で整備を行う予定である。

(b) 相模鉄道本線

- ・星川から天王町までの連続立体事業
平成30年度に高架化が完了する予定。9カ所の踏切を除却する予定である。この踏切を除却することにより、緊急輸送路の確実な通行が確保されるとともに、避難の円滑化が図られる。

(c) 橋梁の耐震補強

- ・緊急輸送路や鉄道をまたぐような重要橋梁は一部かけかえ中の橋梁などを除き、概ね耐震補強を完了している。重要橋梁以外の一般橋

梁1072橋のうち、耐震対策が必要となる173橋について、平成34年度までに完了予定である。

(d) 歩道橋の耐震補強

- ・緊急輸送路上にあり対策が必要となる101橋について、平成29年度までに完了する予定である。

(e) 路面下空洞調査

- ・緊急輸送路及び重要施設との接続道路は平成27年度までに完了予定である。緊急輸送路以外の幹線道路の調査を行う予定である。

キ <行動計画25> 港湾施設の強化等

(ア) 緊急物資輸送用耐震強化岸壁

緊急物資輸送用耐震強化岸壁は、災害時に緊急物資や復旧資機材の海上輸送拠点としての役割を担っている。

a 現在までに整備を終えている緊急物資輸送用耐震強化岸壁

(a) 横浜都心臨海部

- ・みなとみらい1、2号岸壁
- ・山内ふ頭岸壁

(b) 臨海南部

- ・金沢木材ふ頭岸壁

b 今後の取り組み

(a) 横浜都心臨海部

新港ふ頭8号岸壁及び9号岸壁を計画している。新港ふ頭9号岸壁については平成29年度の完成を予定している。

(b) 臨海北部

大黒ふ頭T4岸壁からT8岸壁の耐震強化整備を計画している。

(イ) 幹線貨物輸送用耐震強化岸壁

幹線貨物輸送用耐震強化岸壁は、災害時に横浜港の国際コンテナ物流機能を維持することで、国内の経済を支えることを目的としている。

a 現在までに整備を終えている幹線貨物輸送用耐震強化岸壁

(a) 本牧地区

本牧ふ頭BC1岸壁と本牧ふ頭D5岸壁

b 今後の取り組み

(a) 本牧地区

本牧ふ頭BC2岸壁と本牧ふ頭D4岸壁が計画されている。D4岸壁は平成26年秋に完成した。

(b) 南本牧地区

南本牧ふ頭MC-1、MC-3、MC-4の3バースが計画されており、MC-3岸壁については平成26年12月に完成した。

(ウ) 港湾局が管理する緊急輸送路

緊急輸送路における路面下空洞調査は既に終了し、必要な補修も完了している。また、マンホールの浮き上がり防止対策も実施し、平成29年度末までの完了を目標に整備を進めている。

6 委員意見概要

① テーマ選定について

- ・防災まちづくりというテーマの趣旨は理解できるが、防災の範囲は広い。雪害に関する防災についても対象になることなどを考えると、議論すべき内容を絞るべきだと考える。
- ・雪害やゲリラ豪雨などの災害は、さまざまなパターンがあるので、どのように議論していくか検討すべきである。
- ・ハード整備については日進月歩でいろいろな技術が開発されているので最新の技術をしっかり調査した上で、都市部で費用対効果などについてもある程度見込んだ形で、しっかりと提案や提言が盛り込まれていくことが横浜市にとっていいのではないかと思う。調査・研究テーマに沿った形で最新の技術や大都市ならではの課題について議論することが有意義な委員会活動になると思う。
- ・東日本大震災から3年が経過し、減災対策推進特別委員会では過去2年間、ソフト面に関連した議論に取り組んでいるので、ここでもう一度立ちどまり、ハード面の整備の検討をしっかりと行っていくということもいいと思う。
- ・これまでの過去2年間の減災対策推進特別委員会では、ソフト面について議論があったので、今年度はハード面に視点に置いて議論していきたい。
- ・防災まちづくりの計画的整備については、日ごろから問題意識があることだが、国の法律と計画である災害対策基本法に基づく防災基本計画の位置づけが非常に大事で、まちづくりの計画あるいはそのほかの都市計画法や建築基準法などの法律は、災害対策基本法に則すことが法定されている。各局が所管するさまざまな施策については、横浜市の防災計画や地震防災戦略に則しているかどうかチェックする機関が議会の中で必要なので、減災対策推進特別委員会がチェックすべきである。横浜市のまちづくりのいろいろな計画をチェックすることを委員会の一つの仕事として行ったらどうかと思う。
- ・各局の施策が横浜市の防災計画や地震防災戦略にどの程度沿ってやられているのかは、議会側としてきちんとチェックしていく必要があると思う。
- ・今年度の委員会運営は計画的整備ということだが、今年度は横浜市中期4か年計画の決定の時期とも重なるので、日程の関係で難しいかもしれないが防

災・減災について横断的に議論し中期4か年計画に議論が反映できたほうがいい。

- ・減災対策推進特別委員会は東日本大震災後に設けられて、平成24年、平成25年も地震を想定し防災・減災について議論してきたと思う。今回については、地震被害、地震に伴う火災、倒壊、津波といろいろあるとは思いますが、地震防災戦略に絞った議論にならざるを得ないと感じている。
- ・議論の範囲だが、恐らく災害を想定するとき最大の脅威は大型の地震になると思う。富士山の噴火などの自然災害の脅威もあるが、視点の中心を地震災害に置き、余裕があればその他の災害についても、総合的にさまざまな災害対策を想定して進めていくことになると思うが、何といたっても地震被害を中心に議論すべきなのではないかと思う。
- ・ハード中心の議論を行う中で、同時並行でソフトに関して、学校を中心とした避難所だけではなくお寺や神社、マンションでも結んでいるいろいろな防災協定について勉強できたらいいと思う。

② 防災まちづくりについて

- ・防災や減災というのはそれぞれの局がいろいろと協力し合ってやらないと効果が発揮されない。例えば、全壊した建築物の瓦れきをどこに集約するかという観点で公園づくりやまちづくりなども考えられており、被害想定から被害地域もかなり絞られてきている。壊れる可能性のある家の数も出てきているので、まちづくりの中で検討するよう要望する。
- ・東日本大震災から3年以上が経過し、防災計画等が横浜市も進んできたのかなと思う。見直した段階で、火災による焼失が10倍程度で、死者が20倍程度に上がっているなので、早急にいろいろな対策をしていかなければいけないというのがわかる。建築物の耐震化と火災対策は民間の話であるため、民間の方々が耐震や耐火の対策を行うのは費用もかかるし、補助が全額ではないことがなかなか進まない要因なのかと思う。都市整備局と建築局で協力して、対策しなければいけない。

③ 横浜市地震防災戦略について

- ・地震防災戦略は10年間で達成していくということだが、これからの市税の変動やいろいろな経済情勢というのも大事になってくる。こういったことに

関しても財源として確保しなければいけないということを市民の皆様にもよく理解してもらい一緒に実現していかなければならない。

- ・地震防災戦略の計画期間である10年で全部目標を達成したときの被害想定は50%減少というレベルなので、今後とも引き続き検証していただきたい。
- ・地震防災戦略の一つの特徴として、期限や対策について数値目標を明確に出して進捗をコントロールすることだと思うので、なおさら事業費については、できるだけ概算でも示すことを検討してほしい。比較的ハード系のものについては目標を達成するための費用を算出しやすいと思うので可能なものだけでも出していただきたい。

④ 民間建築物の耐震化について

- ・木造やマンションの耐震化ももちろん進めていかなければいけないのだが、不特定の方が集まる特定建築物の耐震化のことをそれ以上にしっかりやらなければいけないと思う。

⑤ 公共建築物の耐震について

- ・特定建築物については、目標達成100%が現実的に近づいているということだが、公共建築物全体についても目標90%に対して現状で95%と超過達成している。公共建築物の耐震化100%達成を確実なものにするためには、何年までに100%にしようという目標をぜひ今年度のうちに設定してほしい。
- ・中期4か年計画などにも関係すると思うが、いずれの事業にしても、これまでかかった経費のまとめや今後の見込みが気になる。これは、棟数だけでなく今まで要した費用がどのように進捗してきたのかということを知りたいときに、そのような集計も必要ではないか。また、その他の建築物については、小規模であるなど、その用途についてこれから議論が必要と理解した。

⑥ 市立学校の耐震対策について

- ・特定建築物ではないその他の公共建築物がまだ95%であり、100%ではない。5%の部分は、教育委員会が所管する小学校が多い。学校は災害時の避難場所になっているので、附帯施設も含めてきちんと対策していただくことが必要である。
- ・小学校の耐震化について耐震改修促進計画で、50平方メートル以上だが、非構造部材などの天井からの落下物があり、建物を耐震化しても災害時に使

えないという事例が震災後の事例として多くあったと思うので、耐震化も進めている中ではあるが対策を進めてほしい。

⑦ 区庁舎等の耐震・再整備事業について

- ・ 18区中13区庁舎については耐震性が確保されており、残りの5区庁舎について再整備や耐震補強をそれぞれ進めているとのことだが、計画的に整備を進めていただきたい。

⑧ 市営住宅の耐震改修事業について

- ・ 耐震改修が必要な住宅については、平成25年度までに改修を完了しているが、集会所については耐震改修が必要な5カ所の改修完成に向けて計画的に整備を進めていただきたい。

⑨ 火災に強い都市空間の形成について

- ・ 近年の建築物の建てかえの動向から、重点対策地域では、防災計画の減災目標期間である平成26年度から平成34年度までの10年間で、約5700棟の建てかえが進むと考えているとのことだが、いろいろな事情で建てかえが難しいものもあるので改修についても検討を進めてほしい。

⑩ がけ地の安全対策の推進について

- ・ 急傾斜地崩壊対策事業の危険崖総数について県が指定した916カ所に対して崩壊危険区域指定が687区域である。崩壊対策工事の未着工も29区域ある。先日、豪雨で横須賀市内でも崖崩れがあったときに、所有者に急傾斜地崩壊危険区域という連絡は伝っていてもなかなか県に要望されないなどの状況があるので、減災目標達成に向けた取り組みとして、対象地域の方に調査結果等を周知するということが大切である。
- ・ 崖地の安全対策の危険崖の総数は916カ所あり、整備されていない危険崖が約300カ所あるので急いでやらなければいけない。もし目標値どおり年間60件実施設計に着手すると、どれぐらいで終わるのかというスケジュール感は持っていて当然である。
- ・ 崖地を整備するためには、県に要望することがスタートであることを改善できないのか。県と横浜市の関係のことやこの制度がどうしても県を通さないといけないということが課題である。
- ・ 危険な崖地について住民が発意して県に要望する手前で横浜市として区域を

指定したり、促進地域のように、ここにはそういう問題があるということ、情報発信してはどうか。横浜市の防災戦略にも位置づけていることでもある。市が積極的にホームページへ情報を載せてほしい。自分の住んでいるところ、あるいはよく通る道はどうなのかということ、市民が簡単に知ることができるための情報提供の仕組みがあってもいいのではないか。

- ・崖地の安全対策の目標は実施設計から工事完了までの段階のうちどこかに取り組んだ件数が年間60件である。また、危険な崖を100カ所減らすために、年間10件ずつ完了していくとのことだが、県と連携して早期にやらなければならない。また、設定されている目標がわかりづらいので工夫した目標値設定をしてほしい。
- ・大規模盛り土は、1.5次スクリーニングが終わり、調査が全部済んだわけではないので、これから第2次調査が必要になる。市民に対して風評被害や私有財産等の問題もあるが、横浜市全体の安全の問題もあるので、工夫しながらできるだけ公表していただきたい。また、昭和37年に宅地造成等規制法が制定されており、それまでは造成地について盛り土の仕方や切土の仕方、造成の仕方について法律規制が全くなかった。昭和37年以前につくられた造成地については地すべりの危険性が高いということが、今調査の中で見えてきているとのことなので、こういう条件がそろって危険な崖であるというような情報の示し方でもいいと思うので、市民が自分でアクセスして考えられるような情報提供をしていただきたい。
- ・大規模盛り土の造成地の宅地耐震化については、できる限り早期に対策を行っていただきたい。

⑪ 緊急輸送路等の整備について

- ・緊急輸送路の整備について、緊急輸送路が緊急時に道路として完全に使えるようにしておかなければいけない。そして、利用方法を市民がしっかり理解していないといけないと思うので、今後しっかりやっていただきたい。
- ・横浜市が進めていける防災減災の取り組みとしては、例えば緊急輸送路の整備などがある。横浜環状北西線や北線等も含めて予算をつけて進めてほしい。

⑫ 港湾施設の強化等について

- ・緊急物資輸送用耐震強化岸壁は、災害時に緊急物資や復旧資機材等の海上輸

送拠点としての役割があり、幹線貨物輸送用耐震強化岸壁は、災害時の横浜港の国際コンテナ物流機能の維持が目的である。横浜港の災害時の活動に関して重要な役割を担っているので計画的に整備を進めていただきたい。

⑬ 行政視察関連について

- ・ 発災時、行政当局には、被害状況を迅速に確認し、災害対応を行うという最重要な職務がある。一方で議会、特に議員は選出区の状況について、重大な関心を持っているので、市内全体の状況を行政当局に対して確認するとともに現場の状況を行政に伝える役割がある。宮城県七ヶ浜町視察時に町議会議員から伺った話だが、町民が混乱し行政との連携に難しい部分があったとのことだった。大震災が起こる前にその辺の整理整頓を行い、いざというときのためにルールを事前につくるべきである。
- ・ 七ヶ浜町でのさまざまな混乱について伺ってきた。横浜市議会基本条例でも議員の役割については触れている。災害時の議員の役割は大きな課題として、今後検討を進めていくべきである。
- ・ 議員が災害時にどう行動するか、議会基本条例では若干触れたレベルで終わってしまったので議会の中で今後の課題として議論したい。
- ・ ハード整備については予算や費用が極めて大きな影響を持つと思う。地方自治体だけでなく、国の議論でも国土強靱化が大きなテーマになっているので国全体の支援も受けながら計画的に整備していくべきである。
- ・ 行政視察では、被災地で実際に被災した建物を伺ったので、ハード整備にかかる予算に関しては議論がなかった。横浜がこれからの大災害に備えるためにそこをどのように捉え、中期4か年計画の議論でもどのようにしていくのか問題意識がある。
- ・ 予算は各局で管理していて、全体としては一覧で把握されていないとの回答が当局よりあったが、各局でこれまでの耐震化にどの程度の予算をかけているのか。また、対策は完了しているのか。そして、今後の計画において、どの程度の予算を見込むかについては大きなテーマである。
- ・ 公共建築物等については、横浜市が責任を持って計画的にきちんと管理し耐震化を進めていくことが絶対に必要なので、今後もしっかり取り組むべきである。市民が安心して使える公共建築物でなければいけない。

- ・防災まちづくりの計画的整備という観点で、インフラの防災・減災に関連するような耐震化率や大規模盛り土について対策を進めトータルで防災まちづくりを集約することで、市民に対して本委員会を通じて説明し進捗をきちんと定期的に報告できるような体制が必要なのではないか。
- ・震災対策にかかる部分で中期4か年計画に入っていない事業や施策が数多くある。
- ・東日本大震災の反省を踏まえて、情報伝達の問題が非常に重要とのことだった。行政・議会でも全ては対応できないが、情報さえあれば一人一人の市民がどうにか身を守ることができると思う。そのため情報伝達の方法を検討すべきである。例えば、防災無線がある。地方では戸別受信機という自宅の中に防災無線が聞ける設備がある。横浜市では難しいのかもしれないが、情報伝達もハード整備の一つとして検討すべきである。
- ・各局で防災・減災事業を行っているが、震災対策にかかる予算については一カ所で掌握できるように、これからの自治として防災対策に必要な予算を見込み対策を進めなければいけない。
- ・七ヶ浜町では1000年に一度の確率の災害を受けた。震災後に見直した計画では、100年に一度の津波に対応する方針で、防潮堤の高さや緑地等に対する防護策を考えているとのことだった。そこで、現地視察を行いエリアの危険度ごとにゾーニングを行いイエローゾーンやレッドゾーンに区分けし、その地域に合ったまちづくりの基準を定めていた。
- ・横浜の災害対策は、津波だけではない地域ごとの災害特性がある。崖崩れや地盤沈下なども考えられる。人口が多い横浜においては住宅が多い地域に見合った対策をすべきである。例えば、土砂災害が起こることを想定している区域に、建築確認をして建物を建築してもいいと許可しているが、土砂災害の危険区域なので建物を建ててはいけないと指導しないと、命をとりたててしまうこともある。そのため、横浜的な災害特性をしっかりと独自に検証することが非常に弱いと思う。七ヶ浜町に行ってそれを強く感じた。
- ・崖地に関しては、横浜市は特別警戒区域がゼロということで、所有権や土地の価値などの問題があり指定ができていない状況である。横浜市として強い意志を持って、人命第一を最優先に考え取り組む必要がある。市民の意識や

所有者が納得していただけるような世論づくりが必要なのではないかと。また、市民が配慮できる啓発運動のようなものも、行政として取り組む必要があると思う。

- ・横浜に特化した防災減災対策では木造住宅密集地による火災というのが一番大きく取り上げられた印象を持っているので、対策をしっかりと立てていかななくてはならないと思う。地域で取り組まれていることもあるが、被害想定に合わせて、行政としてもやるべきだ。今までは消防署の出張所や消防団にお任せしているという印象を受けるのだが、地域に任せ過ぎることなく被害状況を考え全市的な視点で補強していくべきである。
- ・木造住宅密集地域は風水害や火災などにも弱いので、建てかえなどの対応を進められるように横浜市としても施策を打ち出すべきである。今後は安全な建物への啓発を横浜市の一つの取り組みとすべきである。また、市民が自覚して、自分の身の安全、家族の安全、地域の安全を、建築あるいは造成地という観点について学んで対応できる力も同時につけていかなければいけないと思う。そういうことが、防災まちづくりに必要である。
- ・行政が提案するのに難しかった自助努力を促すための条例が議決されたということが今後の防災減災のあり方を変えると思う。
- ・七ヶ浜町での行政視察では、人や議員の動きはどうだったのかという画期的な視点もあった。到来するオープンデータ時代に視察先で得た情報などのデータを蓄積することでトータルの議論をすることができる。その中で、住民から見てもわかりやすいデータの使い方を提示すれば、行政の予算の枠を外れた民間の力で、新しい提案が市民から出るかもしれない。やはり限られた予算の中でやっていく今後を考えると、民間活用の新しい手法を考える機会を作るなど、まだ漠然とした状態ではあるが、大きな意味でのデータ管理という視点で、ハード・人の動き・施設等の利用状況の中で生まれてくる優先順位を考える議論をしていくべきである。
- ・視察で訪問した七ヶ浜町は、人口約1万9000人の小さな町である。その中で、ハードの整備もそうだが、人の動き、議員・議会の動きだとかも学んだ。横浜でこのような災害が発生したときに、議員も含めてどのように動けばいいのかについて問題だと感じた。また、それぞれの地域で災害の状況も違うが、

どのような形で情報を共有して、それを市民に伝えたり、議員としてどのような行動を求められているかは課題である。

⑭ まとめに向けた方向性について

- ・ 今回の調査・研究テーマは防災まちづくりの計画的整備だが、まちづくりに関する法律と防災・減災の方針がリンクしていないので、これをリンクさせる工夫が必要である。最近の知見を活用できるような条例を本市で制定するなどの対応を行う必要があるのではないかと思う。
- ・ 最近では、災害や自然事象に対する知見も進歩し認識が深まっているので防災のための事前準備についても工夫できると思う。本市の防災まちづくりでは、発災時に人命を守れるまちづくりが必要である。
- ・ 現状では崖崩れが予見されている区域に、建築確認を申請して条件を満たせば住宅の建築は可能である。しかし、危険な地域には住宅をつくらないということを行政と市民が合意することで人命を守ることでもできると思う。災害が発生する可能性を行政は指導して、市民も理解をするような関係をつくるには法整備が必要である。
- ・ 議員研修会において伺った話だが、まちづくりや社会保障も含めた全体の施策を防災の視点で横串に見ていくというチェック機能が必要であるとのことであった。これは非常に大事な視点だと思う。
- ・ まちづくりは長年に渡って維持・形成される中で災害に対応できるまちづくりが必要である。さらに災害に対して強くすることや安全性について検討を重ねた上でまちづくりをする必要がある。
- ・ 崖地対策や公共建築物の耐震化整備の事業費を全体的に管理する必要がある。予算には限りがあるので、優先すべき事業を議論するためにそれぞれの事業の進捗を単年度ではなく全体で示してほしい。
- ・ 行政視察で訪問した宮城県七ヶ浜町では貴重な実体験に基づく話を聞くことができた。被災時における議会の対応については横浜市議会基本条例に盛り込まれているが、より具体的な対応についての検討が必要である。
- ・ 各局が防災・減災に関する事業を進めているが取りまとめられていないので、関連する事業を総合的に抽出して、その進捗や財源を取りまとめて管理する必要がある。

- ・事業の所管や財源を明確にし、財政面や事業の必要性をトータルに考えて優先順位をつけて取り組むべきである。
- ・地震防災戦略は10年後を見据えており、これまで事業費や財源など、防災まちづくりの計画的整備というテーマで議論を進めてきた。ハード整備にはハードとソフトの両面がある。各局で取り組んでいる事業を取りまとめることで仕事量がふえては意味がないので、共通のフォーマットを用いて毎年の財源等について示すべきだと思う。
- ・防災対策の整備状況を市民がわかるように所管局からアウトプットしてほしい。改めて全市統一様式にまとめる作業は工夫して取り組む必要がある。
- ・各局の情報が共有化できていないことで施策の立案がしづらくなっており、オープンデータ化に向けてICTを活用していく必要がある。例えば、共有の横浜市の防災まちづくり計画サイトを作ることで各局の進捗を管理するなど、ICTを使ってコストをかけずに効果的に広く周知し課題を解決していくことができると思う。
- ・防災・減災対策事業を横串でチェックするためにはフォーマットを整えてオープンデータを活用することが効果的だと思う。
- ・災害対策に関する条例等の整備は必要である。ハードの整備は条例改正なども含めて一層の取り組みが求められる。
- ・減災目標については東日本大震災を踏まえて横浜市防災計画や地震防災戦略で策定している。議会として横串の視点での提案が必要だと思う。
- ・防災対策はスケジュールや予算執行についても十分議論を行い、市民から理解を得られるようなものにする必要がある。
- ・台風被害による崖崩れ等についても防災・減災に関心が高まっているので本委員会として提言した方がいいと思う。
- ・本委員会は委員会活動を通じて防災に関する意識を全員で共有してきた。今年度は広島県の土砂災害、長野県での大地震があったほか横浜市でも2カ所の土砂崩れなどが発生した。地震等の自然災害は準備しても対応が難しいことが現状だと思う。
- ・ハード整備は震災を踏まえて予測をしながら予算を計上するということが今までの対応だったと思うが、今後は予防にも目を向けていくべきである。

- ・崖地での建築許可という問題に関しては、個人の財産なので、法や条例制定などをする上では、市民が納得する内容での整備が必要である。防災対策はハード整備だけでは進まないの、本委員会としてはハード・ソフトの両面の内容を盛り込んで提言すべきである。
- ・防災対策を進めるためにはハードとソフトの両面での整備が必要である。ハードについては、数年前までは地震対策がメインだったが近年は豪雨などの異常気象や噴火などのさまざまな事象について考えていかなければいけない。また、自己責任の部分と行政が担う部分があるために判断が難しいこともある。ハード・ソフトの両面が効果的に整備されているか継続的に調査・研究すべきである。
- ・崖対策といっても、自然崖と人工的な崖では対応が違う。緑区の崖崩れは違反造成なので人的災害だと思うが解決は難しい。費用面でも土地所有者だけでは対応が難しく行政が対応できることは現状ではないことなどを踏まえると、防災・減災対策は奥が深く最終的にはお金の問題になる。
- ・法や条例で規制し安全に居住できるところを制約することや、市民が居住地を選ぶときに広い範囲での安全性や耐災害性を意識するための啓発を行うべきである。
- ・地域の現状を知るための防災まち歩きなどの取り組みを地域全体で行っているが、そうした取り組みに対して行政からのより一層の支援が必要ではないかと思う。
- ・東日本大震災を踏まえてIT系の技術者が知恵を出し合って、道路の通行状況などを地図上で一元的に視覚化できるシステムを開発し国に提供しているとのことを、2年前の本委員会において講師を招いて話を聞いた。横浜市においても土地の使い方や地震防災戦略の地図などを重ね合わせて一元的に視覚化できるシステムを活用し、市民全体で共有できるように取り組みが必要である。
- ・西区では寺院が乾パンなどを備蓄して大規模災害の際には開放するという協定を今年度に結んだ。各区でも今後そのような事例が検討されると思うが、ソフトの面でそういったことがどこまで進んでいるかということについても横串の視点で情報を共有することが防災・減災対策の中で大切になると思う。

7 調査・研究テーマ「防災まちづくりの計画的整備」についてのまとめ

(1) 現状及び課題

本市は東日本大震災の教訓を踏まえ、横浜市防災計画「震災対策編」を抜本的に見直し、被害想定に基づき、新たに減災目標を設定するとともに、その減災目標を達成するための具体的な対策を取りまとめたアクションプランである横浜市地震防災戦略を策定した。

横浜市地震防災戦略の減災目標達成に当たっては、地震被害想定（平成24年10月）で死者発生主な原因とされた建物倒壊や火災延焼の抑制に加え、救急・物資輸送を支える道路ネットワークの構築等のまちづくりに取り組むことが求められる。また、局地的大雨等による水害や崖崩れが各地で頻発していることから、水害リスクへの対応も求められる。そして、津波、大雪、噴火及び大雨等による、さまざまな災害リスクに対する事前の備えを平常時から着実に進めることも必要である。

減災効果の高いまちづくりを推進するためには、効果的なハード整備が必要であり、本市においても横浜市防災計画や横浜市地震防災戦略に基づき計画的に整備を進めている。

しかしながら、ハード整備を推進するには多額の費用がかかるため、減災効果の高いまちづくりを整備するためにはコストとのバランスが大切である。防災対策を行う建築物や崖等は、行政が所有しているものと市民などの民間が所有するものがあり、民間の所有物に関しては、現状では行政が直接対応することができないことから、市民に防災に関する理解を促すべきである。

よって、市民から理解を得ることができるようなハード整備を推進する必要がある。

(2) 行政に求められる役割

自然災害から市民を守るため、防災・減災対策として計画的にハード整備を行うとともに、効果的なハード整備を推進するためにはハードとソフトの両面での整備が必要である。ハード面としては、地震対策だけでなく豪雨や噴火などさまざまな自然災害について総合的に取り組むべきであり、ソフト面としては民間に権利や責任がある中で行政が担う部分を整理していく必要がある。ハード・ソフトの両面が整備されることで市民が理解するハード整備になるであ

ろう。

また、現状ではまちづくりに関する法律等と防災・減災の方針等に関連性がみられないため、工夫が必要である。まちづくりの方針に災害対策の視点を取り入れ、本市が独自に最新技術を活用できるような条例を制定し、行政が率先して対応すべきである。

ハード整備の推進に向けてより一層の市民の理解を得るために行政としてさらに取り組むべきことがある。例えば、各局が管理している防災・減災のハード整備に関する事業ごとの予算やスケジュールについては、優先すべき事業や全体の予算額などがわかりづらい状況にあることから、防災対策にかかる事業費や財源などを共通フォーマットで取りまとめるなどを優先すべき事業を判断できるような取り組みを行ってほしい。

また、各局が保有する情報については共有化されていないことから、防災・減災のハード整備に関する施策の立案を難しくしている。本市の防災・減災対策事業の立案・進捗等を横串でチェックできるようにすべきである。市民へ広く周知するためには、各事業の共有ホームページの作成やオープンデータの構築などICTを活用した取り組みが求められる。さらに、防災マップなどさまざまな情報を地図に重ね合わせて、一元的に視覚化し市民全体で共有できるように取り組んでほしい。これらを踏まえることで、コストをかけずに効果的に広く周知することができ、わかりやすい情報を市民が知る機会が多くなるだろう。

市民からの理解を得るために本市独自の防災・減災に関する条例制定も考えながら、多面的に検討を重ね、市民のニーズに対応したハード整備を推進していく必要がある。

終わりに

本委員会は減災及び減災対策の推進について調査・研究を行ってきたが、減災対策のソフト面について議論を行った過去2年間の経過を踏まえ、今年度はハード面において議論を行うこととした。そこで、横浜市地震防災戦略における各局の所管事業を横断的な視点で再確認を行った上で、減災効果をさらに高めるためのハード整備について1年間議論を行ってきた。

テーマ選定後、当局から事業説明を多岐に渡って聴取し、さらに東日本大震災の

被災地を視察するなど、委員会活動を通じて防災に関する意識を全員で共有し、さまざまな角度から議論を深めることができたのではないかと考える。

今年度は広島県の大雨による土砂災害や御嶽山の噴火、長野県での大地震などの自然災害が発生した。横浜市でも中区や緑区において台風による崖崩れが発生し2名の方がお亡くなりになる事態が生じたが、この事実は本当に重く受け止めなければならない。

平成26年12月に報道発表された地震調査研究推進本部（文部科学省）の全国地震動予測地図2014年版において、都道府県庁の所在地周辺で今後30年以内に震度6弱以上に襲われる確率が78%と横浜市が一番高い数値であることがわかった。自然災害に対する予防は困難だと思うが、防災・減災対策がより迅速・効果的に整備されることを期待したい。

また、行政視察で訪問した宮城県七ヶ浜町では、災害時における議会の対応について貴重な実体験を伺うことができた。災害時の議会、議員の役割については、横浜市会においても横浜市議会基本条例第18条及び第19条に盛り込まれているが、今後より具体的な検討が必要になるであろう。

○ 減災対策推進特別委員会名簿

委員長	坂井	太	(自由民主党)
副委員長	興石	且子	(自由民主党)
同	山本	尚志	(自由民主党)
委員	清水	富雄	(自由民主党)
同	嶋村	勝夫	(自由民主党)
同	安西	英俊	(公明党)
同	福島	直子	(公明党)
同	大山	しょうじ	(民主党)
同	川口	珠江	(民主党)
同	串田	久子	(未来を結ぶ会)
同	望月	高德	(未来を結ぶ会)
同	岩崎	ひろし	(日本共産党)
同	井上	さくら	(無所属クラブ)